

一般社団法人 大阪金属プレス工業会

青 年 部 会 則

(名 称)

第1条 本会の名称を、大阪金属プレス工業会青年部という。

(事務所)

第2条 本会の事務所を、一般社団法人大阪金属プレス工業会の事務局に置く。

(目 的)

第3条 本会は、一般社団法人大阪金属プレス工業会の目的に沿い、各種の事業・活動を通じ、会員相互の研さん・親睦を深め、各企業及び業界の次代をになう後継者としての識見・教養を高めることを目的とする。

綱 領

我々は、業界の次代を担う20歳～50歳の青年が集い、自社の繁栄と工業会の発展を願い、情報交換・修練・友情で青年経済人としての知性と指導力を得ることを信条とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究及び体験の発表会。
- (2) 講演会、講習会、討論会。
- (3) 見学会。
- (4) 会員相互の親睦行事。
- (5) 他の団体との交流・研さん。
- (6) その他会の目的達成のため必要な事業。

(資 格)

第5条 本会の会員は、次の各項に該当する者をもって組織する。

- (1) 一般社団法人大阪金属プレス工業会の会員企業（正・特・賛助）に所属すること。
- (2) 各企業の経営者又は将来その経営をになうべき幹部社員であること。
- (3) 満年齢50才以下であること。

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、幹事会の承認を得なければならない。

(退 会)

第7条 本会の会員は、会長に届出て退会することができる。

- 2 本会の会員は、次の各号の1に該当するときは、幹事会において退会させることができる。
 - (1) 本会の名誉を汚し、信用を失うような行為があったとき。
 - (2) 会費を滞納し、1年以上納入しないとき。但し未納の会費については、納入しなければならない。

(役 員)

第8条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長、副会長、及び総務幹事は、会員の中から総会において選任する。
- (2) 会長1名、副会長及び総務幹事は各1～2名とし、幹事会とする。

(職 務)

第9条 幹事は、幹事会を構成し、会務の執行について決定する。

- 2 会長は、会を代表し会務を統括する。
- 3 副会長は会長を補佐し会長に支障あるときは、その職務を代行する。
- 4 総務幹事は、会務を処理し会の経費を管理する。
- 5 副会長は、会計帳簿その他必要な事項を監査し、総会に報告しなければならない。

(任 期)

第10条 役員任期は、原則として1年とする。(但し留任は妨げない)

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解 任)

第11条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

(顧 問)

第12条 本会に、顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、本会に功労のあった者又は、学識経験者の中から幹事会が推薦し、会長が委嘱する。

(会 議)

第13条 本会の会議は、総会及び幹事会とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会に分け、会員をもって構成する。
 - (1) 通常総会は、毎事業年度終了後3月以内に、臨時総会は会長が必要と認めたとき又は、会員総数の3分1以上の者が請求するとき会長が招集する。

(2) 総会の議事は、会員の2分1以上が出席し、出席者の過半数をもって決する。

3 幹事会は、必要なとき会長が招集し、全員が出席しなければ開会することができない。

(経 費)

第14条 本会の経費は、次の入会金、会費をもってこれにあてる。

(1) 入会金 保有財産の頭割りとする。

(2) 会費 1ヶ月3,000円とし、1年分を4月に前納する。

2 幹事会において、必要と認めた場合は、臨時会費を徴収することができる。

3 余剰金は、一切払戻ししない。

(予算及び決算)

第15条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に会長が幹事会の決議を経てこれを作成し、総会の承認をうけると共に、事業計画を工業会会長に提出する。

2 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後会長が幹事会の議決を経て作成し、副会長の監査を受け通常総会の承認を受けるものとする。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第17条 この会則は、総会において会員の過半数の同意を得なければ、変更することができない。

付 則

本会則は、昭和59年4月1日より施行する。

本会則は、昭和61年10月2日より改訂施行する。

本会則は、平成6年7月22日より改正施行する。

青 年 部 慶 弔 規 定

第1条 本会の、慶弔規定を次のように定める。

- | | | | | |
|-----|----|----|---------|----------|
| (1) | 慶事 | 結婚 | (会員本人) | ¥20,000円 |
| | | 出産 | (第1子のみ) | ¥10,000円 |
| (2) | 弔辞 | 香典 | (会員本人) | ¥20,000円 |
| | | | (会員の両親) | ¥10,000円 |

2 その他、必要と認めた慶事・弔事に関しては幹事会において決定する。

入 会 申 込 書

平成 年 月 日

一般社団法人 大阪金属プレス工業会 御中

貴青年部の趣旨に賛同し、部員として入会を申込ます。

氏 名 _____

社 名		
所 在 地	会社	
	自宅	
電 話		
F A X		
現 職 名	血 液 型	生 年 月 日